

下記の委託業務について、条件付一般競争入札を行いますので、松田町契約規則（昭和 44 年 10 月 1 日規則第 9 号）第 6 条の規定に基づき公告します。

令和 8 年 5 月 2 8 日

松田町長 本山 博幸
(公印省略)

1 入札に付する事項

別紙「委託別発注概要書」（以下「概要書」という。）のとおりとする。

なお、本入札は、かながわ電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札で執行する。

入札手続は、電子入札システムの電子入札運用基準に基づき行うものとする。

2 競争参加資格

- (1) 令和 8 年度松田町競争入札参加資格者名簿に当該案件に係る業種で登録されている者。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当するものでないこと。
- (3) 建設業法第 28 条の規定に基づく指示又は営業停止命令を受けてない者。
- (4) 松田町暴力団排除条例第 2 条第 2 号、第 4 号又は第 5 号に該当する者。
- (5) 松田町指名停止等措置要領に基づく指名停止処分を受けてない者。
- (6) 本件公告日より入札日までの間に、神奈川県及び県内市町村の指名停止を受けていないこと。
- (7) 電子入札システムにより入札に参加できる者。
- (8) 国税及び地方税の滞納がない者。
- (9) 社会保険等に参加している者。（社会保険等とは、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。加入の義務が無い場合を除く。）
- (10) その他当該業務委託に必要な資格として概要書に記載された要件を満たす者。

3 競争入札参加表明から落札決定までの日程

申請期限等については、概要書のとおりとする。参加者の責に帰さない電子入札システム上のトラブル等により電子入札システムの利用ができなくなった場合を除き、期限後の申請・提出は、いかなる事情があっても対応できないものとします。

4 競争入札参加資格確認申請の提出

入札参加希望者は、別紙「誓約事項及び競争入札参加資格確認に係る注意」を確認の上、概要書に記載した期限までに電子入札システムにより競争入札参加資格確認申請を行ってください。競争入札参加資格確認申請をもって、別紙「誓約事項及び競争入札参加資格確認に係る注意」の誓約事項について誓約したものとみなします。

5 競争参加資格確認通知

「電子入札システム」より所定の期限までに資格の有無を通知します。ただし、競争参加資格「有」とされた場合でも、開札後、改めて資格確認し、資格が確認できた場合のみ落札者として決定しますので、ご注意ください。

6 入札書の提出

- (1) 入札書は「電子入札システム」により「概要書」に記載した期間に提出してください。
- (2) 「電子入札システムによる提出」と「電子入札システム以外による提出」との併用は認めません。ただし、発注者側から特に指示がある場合を除きます。
- (3) 入札書には、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載してください。

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に該当金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（該当金額に 1 円未満の端数があるときには、その金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とします。

- (4) 入札の回数は原則として 2 回とします。開札の結果、予定価格の範囲内での価格の入札がないとき（最低制限価格を設定した場合は、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格に入札がないとき）は、3 回まで行うものとします。また、1 回目入札に参加しなかった者、無効な入札をした者又は失格となった者は、再度入札に参加することができません。

なお、最低制限価格を設定した場合、最低制限価格未満の価格による入札は、失格とします。

- (5) 入札書の提出の際、概要書に入札金額内訳書（以下、「内訳書」）の記載がある場合は、添付してください。

7 落札候補者及び落札者の決定

予定価格の範囲内の価格（最低制限価格を設定した場合は予定価格の範囲内

の価格で最低制限価格以上の価格)をもって入札を行った者を落札候補者とします。ただし、最低の価格をもって入札を行った者が複数ある場合は、電子入札システムのくじ引きにより落札候補者を決定し、その者について審査した上で、要件を満たしていることが確認できた場合に落札者として決定します。

8 疑義等申立期間

本件の入札に入札書を提出した者で、入札執行手続きに疑義がある場合には、申し出てください。ただし、入札が不調になった場合又は入札制度に関する内容は、疑義等申立の対象としません。

9 その他

- (1) 落札者が「2」に掲げる競争入札参加資格のうち、1つでも満たさなくなった場合は契約を締結しません。
- (2) 契約の締結に当たっては、契約書の作成を要します。なお、契約書の作成に要する費用は、落札者の負担とします。また、本契約は、契約担当者が契約の相手方とともに契約書に記名押印することにより確定するものとします。
- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (4) 次に掲げる入札は無効とします。
 - ア 条件として示した競争参加資格を満たさなかった者が行った入札
 - イ 競争参加資格確認に必要な書類について虚偽の記載をした者が行った入札
 - ウ 契約締結前に談合情報があり、調査の結果、談合の事実があったと認められた場合の入札
 - エ 入札書の提出の際に添付する内訳書の内容に不備があると判断された場合の入札
 - オ その他入札に関する条件に違反した入札
- (5) 入札金額の算定にあたっては、設計図書中の設計書を優先することとします。
- (6) 「6」の(5)に基づく内訳書を提出しない者が行った入札は失格とします。
- (7) 落札者が決定通知のあった日から7日以内に当該契約書を締結しない場合は、その落札は効力を失います。
- (8) 松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条又は第3条の規定に該当するものは、松田町議会の議決を要します。

その場合、仮契約を締結した後、議会を経て本契約となります。また、議会の議決が得られない場合は、落札者は町に対してその補償を請求することはできません。

- (9) 開札した後であっても、契約が地方自治法第 234 条第 5 項の規定により確定する前に、発注者による、入札執行手続の誤り又は入札公告や設計図書の誤りが原因で、入札の公平性が損なわれていることが判明した場合には、入札を無効とすることがあります。
- (10) 公正に入札を執行できないと認められる場合、又はそのおそれがある場合は、該当入札参加書者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがあります。
- (11) 万一、「電子入札システム」に障害が発生した場合は、入札を中止することがあります。
- (12) 上記 (10)、(11) の場合において申請者が受けた損失については、一切の補償を行いません。
- (13) 社会保険等に加入している者であること。一次下請負については、社会保険等未加入事業者を下請契約の相手にしてはならない。
- (14) 設計図書に関する質問への回答は、質問しなかった方も必ず確認してください。回答だけではなく、情報提供を行うことがあります。
- (15) 前各号に定めるもののほか、関係法令及び松田町契約規則の定めるところによります。

誓約事項及び競争入札参加資格確認に係る注意

1 競争入札参加申請に伴う誓約事項

本件業務委託の競争参加資格確認申請者は、競争参加資格確認申請をもって、次のとおり誓約したものとみなしますので、ご自分の資格をよく確認してから申請してください。

※虚偽申請は指名停止の対象となりますのでご注意ください。

誓 約 事 項

当社（私）は、本件業務委託の競争参加資格確認申請期限において、次の事項について事実と相違ないことを誓約します。

なお、誓約後に次のいずれか1つ以上に該当しないこととなった場合は、本件入札を辞退します。

（１）地方自治法第 167 条の 4 の規定（成年被後見人、被保佐人、被補助人、破産者で復権を得ない者等）に該当しません。

（２）２年以内に手形交換所の取引停止処分を受けている者に該当しません。

※取引停止処分を受けても、その後、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定後、改めて松田町の競争入札参加資格の再認定を受けている場合は、除きます。

（３）６か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者でないこと。

※不渡手形等を出しても、その後、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定後、改めて松田町の競争入札参加資格の再認定を受けている場合は、除きます。

（４）債務の不履行により、所有する資産に対し、仮差押え、保全差押え又は差押えの命令及び競売手続の開始決定を受けている者でないこと。

（５）事業税、消費税、地方消費税を滞納している者でないこと。

（６）社会保険等加入事業者であること。

※社会保険等とは、健康保険、年金保険及び雇用保険を言います。加入の義務がない場合は除きます。

（６）本件業務委託が技術者を専任で配置しなければならない場合、専任で配置できる技術者を有していること。

（７）松田町暴力団排除条例第 2 条第 2 号から第 5 号までに該当する者又はこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。

2 競争参加資格確認について

「かながわ電子入札共同システム」により競争参加資格「有」とされた場合でも、開札後、改めて資格を確認し、資格が確認できなかった者の入札は無効としますのでご注意ください。